

保護者の皆さまへ

## 令和2年度 就学援助制度について(抜粋)

大東市教育委員会

大東市では、お子様を大東市立小・中学校に就学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

**※ 前年度受給された方も、申請は毎年必要です。**

援助を受けられる方 大東市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次の項目①～④のいずれかに該当する方です。

- ① 申請日時点で、生活保護を受けている方（生活保護受給中の申請は不要です。）
- ② 本年度または前年度、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方
- ③ 申請日時点で、児童扶養手当法第4条に基づく、児童扶養手当の支給を受けている方
- ④ 令和元年(平成31年)中の世帯全員の所得の合計が、下記の認定基準額以下の世帯

世帯人数	認定基準額（所得金額） ※給与収入の方は給与所得控除後の金額
2人	2,242,000円以下
3人	2,499,000円以下
4人	2,928,000円以下
5人	3,312,000円以下
6人	3,799,000円以下

世帯人数	認定基準額（所得金額） ※給与収入の方は給与所得控除後の金額
7人	4,222,000円以下
8人	4,646,000円以下
9人	5,070,000円以下
10人～	5,493,000円以下

## 申請受付期間および受付場所

- ① 当初申請期間 **令和2年5月18日(月)～6月30日(火)**  
※ 月曜日から金曜日のみ受付（休日特別受付日は受け付けます）
- ② 受付時間 **9:00～17:30**
- ③ 受付場所 **大東市立市民会館5階 研修・会議室**  
※ 申請書は上記受付場所にて配布しています。期間前の配布はしていません。  
※ 6月30日(火)までに申請があれば認定月を4月とします。  
※ 7月1日から3月の修了式の日（申請の最終期限）までの申請は、申請月を認定月とし、4月にはさかのほりませんので、ご注意ください。

## 申請時の持ち物

- <全員>
- ① 印鑑（認印可）
  - ② 保護者名義の預貯金通帳（カードのみは受付できないことがあります）
- <該当者のみ>
- ③ 児童扶養手当証書
  - ④ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

## 認定・否認定について

申請書の内容を審査し、8月中旬頃に保護者宛に郵送で通知します。認定に際し、必要に応じて、学校長や民生委員の所見を求めることがあります。

## 支給方法

保護者名義の預貯金口座に振り込む方法（直接支給）、または学校長を通じて保護者に支給する方法（間接支給）のいずれか。

## 支給時期

1学期分（4月～7月）は9月下旬、2学期分（8月～12月）は1月下旬、3学期分（1月～3月）は3月下旬の予定です。

## 注意事項

- ① 就学援助の認定を受けても、学校徴収金の支払いは必要です。不足が生じる場合や支払いが困難な場合は、学校とご相談ください。
- ② 学校徴収金に未納・滞納が生じた場合は、学校からの報告に基づき、振込方法を、学校長を通じて保護者に支給する方法（間接支給）に変更いたします。
- ③ 認否決定に伴う所得額確認のため、担当職員が本市課税台帳を閲覧させていただきます。また、住民情報確認のため、本市住民基本台帳を閲覧させていただきます。
- ④ 就学援助費の申請後、振込口座を変更・廃止等された場合は必ず届出してください。届出がない場合、振込ができませんのでご注意ください。
- ⑤ 教育委員会での申請が困難な場合は、学校経由での申請も受け付けますので、学校にご相談ください。ただし、学校経由で申請される場合は、必ず**6月26日(金)まで（平日のみ受付）**に学校に提出してください。
- ⑥ 小学校入学準備金の支給を受けた場合であっても、裏面の支給費目（小学校新入学学用品費を除く）の受給を希望される場合は、今年度の就学援助申請が必要になりますのでご注意ください。

## 問い合わせ先

大東市教育委員会 学校教育部 学校管理課 電話 072-870-9642（直通）